

3 医 安 第 4 7 0 号  
令 和 3 年 6 月 1 日

関 係 団 体 の 長 様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長  
( 公 印 省 略 )

「愛知県緊急事態措置」の継続について（通知）

「愛知県緊急事態措置」の実施につきましては、令和3年5月12日から、新型コロナウイルス感染症の第4波の克服に向けて、オール愛知で感染防止対策に取り組んできたところですが、引き続き新規陽性者数、入院患者数が多く、医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、国において、本県を始め9都道府県に対し、6月1日から6月20日までの20日間、緊急事態宣言の期間延長が決定されました。これを受け、愛知県新型コロナウイルス対策本部員会議において、同期間中、県内全域における「愛知県緊急事態措置」の継続を決定いたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp